

前進

zen shi n

VOL.28

発行責任者 / 小林 政氏
発行日 / 2007年10月1日



●税務 ●税理 ●経営コンサルテイング

小林合同会計

所長税理士 小林政氏 税理士 山野基尚
税理士 須賀保雄 税理士 内海佑太

〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL (048) 253-5668 FAX (048) 253-7602
<http://www.e-cg.co.jp>

所報タイトル「前進」は所内で掲げる
平成19年度の目標です。

～電子申告のすすめ～

近年、電子申告という言葉を目にした、ポスターを見かけたりすることが多くなりましたが、実際には「パソコンが苦手な難しそうだ」、また「どのように利用するのが分からない」といった顧問先様方が多いかと思えます。

しかし顧問先様方におかれましては、簡単な手続きをしていただくだけで電子申告が利用できます。

そこで今回は、当事務所による代理送信を利用した電子申告の流れについてご紹介したいと思います。

①開始届出書の提出



②利用者識別番号 (ID) 及び
暗証番号の受領



(任意)



③ e-Tax ソフトの
インストール

③利用者識別番号 (ID) を当方へ連絡
利用同意書を当事務所へご提出

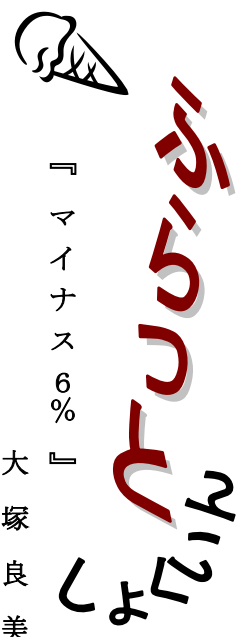
《手続き》（前項 図参照）

- ① まず電子申告の「開始届出書」を税務署へ提出していただきます。書面による提出又はオンラインによっても提出できます。
またお客様の同意にて当事務所で提出することもできます。
- ② 届出書を提出すると2週間程度で税務署より通知書（利用者識別番号[I D]と仮暗証番号が記載されている）が届きます。
- ③ 通知書に記載されている利用者識別番号[I D]と仮暗証番号を当事務所へご連絡いただきます。またその際にお客様の申告の代理送信をするために必要な上記2つの番号の利用同意書を当事務所へご提出願います。
- ③ お客様のパソコンにて e-Tax を利用したい場合は、国税庁ホームページよりダウンロードしパソコンにインストールします。（e-Tax では申告書が税務署に提出されたかどうかなど、税務署からのメッセージをお客様のパソコンにて確認することができます。）

通常、お客様のパソコンから申告書を税務署に提出するためには、電子証明書を取得したり、ICカードライターを購入したりなどしなければならないのですが、以上のように代理送信であればその必要もなく、非常に簡単に電子申告をすることができます。

電子申告は政府が推し進める国策であり、確実に普及してくるものと思われまます。当事務所としても、今後すべての顧問先様方に電子申告を勧めてまいりたいと考えておりますので、ご理解ご協力の程宜しく願いたします。

何か疑問点等ございましたら、国税庁 e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧になるか、または当事務所の担当者までお問い合わせください。



大塚良美

お台場冒険王に行った時に、「チーム・マイナス6% ×ガチャピン&ムックのスタンプラリー」と言うイベントを行っていました。6つのスタンプを集めると、プレゼントとして、冷たいアイスをもたらえるというイベントです。

チーム・マイナス6%とは、何だろうと思いついたところ、温室効果ガス排出量6%の削減を実現する為の、国民的プロジェクトということでした。具体的にどうしたらいいのかということも（水道の使い方、減らそう・自動車の使い方、減らそうなど）6つあげられています。

昨今、温暖化が問題になっています。私自身はあまり意識していませんでしたが、身近にできることばかりなので、これを機会に私も出来ることから始めようと思えました。



先月号でお伝えしました通り、当事務所において事業承継プロジェクトを
発足致しました。

そこで、今回は事業承継に関することを少しでも皆様に知っていただく為
に、事業承継に関する法制度の現状についてお伝えしたいと思います。お読
みになって何か疑問点等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

＜事業承継における法制度の現状＞

現在、中小企業では、経営者の高齢化の進行により事業承継問題への関心が
非常に高まっていますが、その多くは同族経営であることもあり、後継者や相
続税の問題などの様々な要因により円滑な事業承継が難しくなっています。

中小企業庁の調査では、後継者が事業を承継する場合、約二割の会社が相続
税負担で株式などの事業用資産を手放さざるを得ないと考えているという統
計が出ています。

そのような中で、法制度をはじめ各方面において様々な検討が行われていま
すが、抜本的な改革にまでは至っていないのが現状です。

それでは先進諸外国ではどうでしょうか。例えばイギリスでは、基本的に事
業用資産・株式の相続に関しては100%非課税となります。またドイツにおい
ても事業用資産の課税額の10%を毎年控除し、10年間の延納の後全額免除と
なる特例があります。これは相続後10年間事業を継続すれば、相続税は非課
税になるということです。アメリカの場合は、基本的に相続税の基礎控除67
万5000ドル（約7800万円）に対し、事業用資産の場合は130万ドル（約1億
5000万円）まで控除対象となります。

このように、各国とも事業用資産について、円滑な事業継承のために何らか
の負担軽減措置を設けています。対象は個人事業や農業、非公開会社等におけ
る事業用資産全体であり、多くは相続後の事業承継を要件としています。

一方、わが国の場合は、宅地や非上場株式について相続税の軽減特例はあり
ますが、事業用資産全体は対象となっていません。また、宅地や非上場株式の
特例も併用には制限があるなど、かなり限定的なものであるといえます。
つまり事業承継における独自の軽減制度はほとんどない状況であり、諸外国と
の違いは大きいのです。

6月12日付の日本経済新聞に「同族会社株の相続減免」という記事が載って
いました。その内容としては、現行制度では経営者が後継者に非上場の同族会
社株式を相続する場合、相続税の評価額が原則10%しか減額されないものを、
相続税の評価額の80%以上を減額できるようにするというものです。減税規
模が大きいことから要件については厳しいものになると考えられますが、いず
れにしてもこの制度が法制化されれば、事業承継の税金面において負担減とな
り、非常に有効な制度となるでしょう。今後の動向が注目されるところです。

～お問い合わせ～

小林合同会計事務所 事業承継担当 増田

TEL 048-253-5668

第5回親睦ゴルフ大会のご案内

当事務所の顧問先間のネットワーク構築（異業種交流）として、開催しております親睦ゴルフ大会もお蔭様で第5回を迎えることとなりました。

つきましては、本年も下記要領にて開催させていただきますので皆様、奮ってご参加下さい。

大会日 : 平成19年11月 7日 (水)
コース : サンヒルズゴルフクラブ
栃木県宇都宮市上横倉町 1000 番地
Tel 028-665-4111



詳細については前月号（所報9月1日号を）ご覧下さい。

小林合同会計事務所 Tel 048 - 253 - 5668
Fax 048 - 253 - 7608

『成功の哲学』 ～万人に共通した成功の秘訣～ ナポレオン・ヒル 著より

第5回

自己分析のための二十八の質問 その一

- 一、今年の目標はしっかり達成できたか？（人生の最終目標を立て、そして一年間でどこまですすむのかを明らかにして、一年一年前進してゆかなければならない）。
- 二、常に最善をつくしたか？前年よりも何か少しでも進歩したことがあったか？
- 三、最大量のサービスをしたか？
- 四、常に協調性をもって仕事をしたか？
- 五、一日のばしはしなかったか？ もしあったとしたらどの面でそれをしたか？
- 六、性格を改善できたか？ それはどんな点だったか？
- 七、計画どおり最後まで忍耐よく行動できたか？
- 八、常にどのような場合にも、素早くしかも確信をもって決断したか？
- 九、六つの恐怖のうち、どれにもとらわれなかったか？

続く